

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2021年10月15日
【四半期会計期間】	第70期第1四半期（自 2021年6月1日 至 2021年8月31日）
【会社名】	株式会社オータケ
【英訳名】	OTAKE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 村井 善幸
【本店の所在の場所】	名古屋市中区丸の内二丁目1番8号
【電話番号】	052(211)0150(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画管理本部長 金戸 俊哉
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区丸の内二丁目1番8号
【電話番号】	052(211)0150(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役企画管理本部長 金戸 俊哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第69期 第1四半期 累計期間	第70期 第1四半期 累計期間	第69期
会計期間	自2020年6月1日 至2020年8月31日	自2021年6月1日 至2021年8月31日	自2020年6月1日 至2021年5月31日
売上高 (千円)	5,498,458	6,072,612	23,915,343
経常利益又は経常損失 ( ) (千円)	13,221	95,632	276,906
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失 ( ) (千円)	10,239	63,346	517,393
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,312,207	1,312,207	1,312,207
発行済株式総数 (株)	4,284,500	4,284,500	4,284,500
純資産額 (千円)	11,922,308	12,503,684	12,501,413
総資産額 (千円)	18,698,262	19,670,798	19,763,362
1株当たり四半期(当期)純利益 金額又は1株当たり四半期純損失 金額 ( ) (円)	2.58	15.97	130.45
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	23.00
自己資本比率 (%)	63.8	63.6	63.3

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社がありませんので記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大が続く中、緊急事態宣言など各種制限措置の実施により、景況感は一進一退の状況が続きながらも、全体としては緩やかに回復基調で推移いたしました。

また、ワクチン普及が進み今後は行動制限が緩和されることに伴う景気回復が見込まれるものの、個人消費の落ち込み、雇用・所得環境持ち直しの遅れや変異株の感染拡大等により、先行きは不透明な状況が続いております。

当管材業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による設備投資の過剰感から緩和されつつあるものの、原材料価格の急激な高騰や物流費等の上昇により、取り巻く事業環境は依然として厳しい状況にあります。

このような状況のもと、当社は新規得意先の開拓、他社競合得意先での売上シェア獲得、商品在庫アイテムの充実・拡大により営業基盤の強化を進めてまいりました。また、物流・ECなど事業基盤の整備・拡充及び収益性向上に積極的に取り組んでまいりました。

この結果、当第1四半期累計期間における売上高は60億72百万円（前年同期比10.4%増）となりました。利益につきましては、売上高増加による売上総利益の増収を受けて、営業利益50百万円（前年同期は59百万円の営業損失）、経常利益95百万円（前年同期は13百万円の経常損失）、四半期純利益63百万円（前年同期は10百万円の四半期純損失）となり、前年同期累計実績（赤字）からの改善が図れました。

財政状態につきましては次のとおりであります。

当第1四半期会計期間末の総資産は196億70百万円となり、前事業年度末に比べ92百万円減少しました。これの主な要因は商品が3億39百万円増加しましたが、現金及び預金が2億14百万円、受取手形及び売掛金が1億15百万円、電子記録債権が1億4百万円減少したこと等によります。

負債合計は71億67百万円となり、前事業年度末に比べ94百万円減少しました。これの主な要因は買掛金が1億41百万円増加しましたが、賞与引当金が75百万円、未払法人税等が1億42百万円減少したこと等によります。

純資産は125億3百万円となり、前事業年度末と比べ2百万円増加しました。これの主な要因は利益剰余金が27百万円減少したものの、その他有価証券評価差額金が30百万円増加したことによります。以上により、自己資本比率は63.6%となりました。

#### (2) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

#### (3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

#### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,000,000
計	13,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年10月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,284,500	4,284,500	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	4,284,500	4,284,500		

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年6月1日～ 2021年8月31日		4,284,500		1,312,207		1,315,697

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年5月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 318,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,965,700	39,657	-
単元未満株式	普通株式 600	-	-
発行済株式総数	4,284,500	-	-
総株主の議決権	-	39,657	-

【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社オータケ	名古屋市中区丸の内 二丁目1番8号	318,200	-	318,200	7.43
計		318,200	-	318,200	7.43

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（2007年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.80%
売上高基準	0.69%
利益基準	0.68%
利益剰余金基準	0.75%

## 1【四半期財務諸表】

## (1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,387,646	1,173,634
受取手形及び売掛金	6,696,657	6,580,851
電子記録債権	2,928,353	2,824,126
商品	2,238,377	2,578,038
その他	137,788	109,069
貸倒引当金	6,671	6,405
流動資産合計	13,382,152	13,259,315
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,071,528	1,057,742
土地	3,214,584	3,214,584
その他(純額)	85,409	84,808
有形固定資産合計	4,371,521	4,357,134
無形固定資産	76,195	75,653
投資その他の資産		
投資有価証券	1,793,504	1,839,939
関係会社株式	23,000	23,000
その他	121,199	119,958
貸倒引当金	4,211	4,203
投資その他の資産合計	1,933,492	1,978,695
固定資産合計	6,381,209	6,411,482
資産合計	19,763,362	19,670,798
<b>負債の部</b>		
流動負債		
電子記録債務	3,898,502	3,863,800
買掛金	1,791,239	1,932,483
未払法人税等	150,792	8,509
賞与引当金	141,828	66,207
その他	244,686	212,130
流動負債合計	6,227,048	6,083,130
固定負債		
再評価に係る繰延税金負債	113,962	113,962
退職給付引当金	661,432	666,839
資産除去債務	39,264	39,321
その他	220,240	263,860
固定負債合計	1,034,899	1,083,983
負債合計	7,261,948	7,167,113

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 5月31日)	当第 1 四半期会計期間 (2021年 8月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,312,207	1,312,207
資本剰余金	1,315,697	1,315,697
利益剰余金	10,000,812	9,972,935
自己株式	550,345	550,345
株主資本合計	12,078,371	12,050,494
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	654,525	684,673
土地再評価差額金	231,483	231,483
評価・換算差額等合計	423,042	453,190
純資産合計	12,501,413	12,503,684
負債純資産合計	19,763,362	19,670,798

(2)【四半期損益計算書】  
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)
売上高	5,498,458	6,072,612
売上原価	4,840,748	5,298,242
売上総利益	657,710	774,370
販売費及び一般管理費	717,227	723,962
営業利益又は営業損失( )	59,517	50,408
営業外収益		
受取利息	1	1
受取配当金	27,619	11,180
仕入割引	21,852	25,035
その他	7,507	10,642
営業外収益合計	56,980	46,859
営業外費用		
支払利息	144	499
売上割引	10,156	-
その他	383	1,136
営業外費用合計	10,684	1,635
経常利益又は経常損失( )	13,221	95,632
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失( )	13,221	95,632
法人税、住民税及び事業税	3,241	3,010
法人税等調整額	6,223	29,275
法人税等合計	2,981	32,285
四半期純利益又は四半期純損失( )	10,239	63,346

## 【注記事項】

(会計方針の変更)

### 1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

#### (1)代理人取引に係る収益認識

代理人取引に係る収益認識について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

#### (2)取引価格に係る収益認識

売上代金の回収時に計上しておりました売上割引については、変動対価の影響を反映させた金額として算定する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当第1四半期会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当第1四半期会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期累計期間の売上高67,583千円、売上原価57,227千円、営業利益10,356千円、営業外費用合計10,356千円それぞれ減少しておりますが、経常利益、四半期純利益に変動はありません。また、利益剰余金の当期首残高に影響はありません。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

### 2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これにより、四半期累計期間に係る四半期財務諸表への影響はありません。

(四半期貸借対照表関係)

当座貸越契約及びコミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行との間で当座貸越契約を締結しております。

また、資金調達の機動性及び安定性の確保を図るため、取引金融機関2社とコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく当第1四半期会計期間末における借入未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年5月31日)	当第1四半期会計期間 (2021年8月31日)
当座貸越極度額の総額	5,500,000千円	5,500,000千円
貸出コミットメントラインの総額	2,000,000	2,000,000
借入実行残高		
差引額	7,500,000	7,500,000

上記のコミットメントライン契約には、次の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

当第1四半期会計期間(2021年8月31日)

各事業年度の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、前事業年度末日(2021年5月31日)の75%以上に維持すること。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2020年6月1日 至2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年6月1日 至2021年8月31日)
減価償却費	34,084千円	33,875千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自2020年6月1日 至2020年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年8月27日 定時株主総会	普通株式	91,223千円	23円	2020年5月31日	2020年8月28日	利益剰余金

当第1四半期累計期間(自2021年6月1日 至2021年8月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年8月25日 定時株主総会	普通株式	91,223千円	23円	2021年5月31日	2021年8月26日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自2020年6月1日 至2020年8月31日)及び当第1四半期累計期間(自2021年6月1日 至2021年8月31日)

当社は、管工機材の卸業者として、バルブ、継手、冷暖房機器、衛生・給排水機器及びパイプ類等の仕入・販売の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年6月1日 至 2020年8月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年6月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額( )	2円58銭	15円97銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額( ) (千円)	10,239	63,346
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額( )(千円)	10,239	63,346
普通株式の期中平均株式数(千株)	3,966	3,966

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年10月12日

株式会社オータケ  
取締役会御中

太陽有限責任監査法人

名古屋事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒井 巖 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 哲雄 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社オータケの2021年6月1日から2022年5月31日までの第70期事業年度の第1四半期会計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年6月1日から2021年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社オータケの2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レ

ビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。